

ザ・パスポート

18

帰国者の裁判を考える会

東京都港区新橋2・8・16新橋石田ビル4階 教授連絡センター 気付 電話03(591)1301
郵便振替 東京2-398834「帰国者の裁判を考える会」定価200円(送料70円)年12回分3000円



丸岡さん やっと
接見禁止解除!

(10ページに関連記事と公判日程があります)

1991年 7月20日発行

そうです。

その時の怒り、そのことを今、あなたはおっしゃっていらっしゃるんですね。

そうです。

そんなひどい仕打ちをあなたはご覧になって、あるいはその中にたたきこまれて、日本の政府、日本の官憲、そういうものは、いったい何かというふうに感じておられましたか。

その時、感じたことも、とにかく無期懲役をうけた人間というか、そういう過去のある人間は、人間扱いにされない。人間として権利もなにもないと、犬に等しい扱いしかうけないもんなんだなど、それが、いわゆる私にすれば、全く高いところ、手の届かないところにいる人たち、偉い人たちの考え方であり、同時に、そういう人たちのとる行動が、そうなんだなど、自分たちの都合で一人の人間がどうなるかと、そんなことは、全く関知しない、関係ないものとして、ただ、ものを扱うということと同じことではないんだなど、そういう感じをもたれたんですか。

はい。

あなたにとって日本という国、日本という政府は、およそ信用するに値しないものであるわけですね。

そうです。

ただただ、あなたをもてあそび、あなたを苦しめるという存在ということになるんですか。

それ以外に考えようがありませんでした。」(一二七丁表、一二九丁表)

と語っている。

五

本件公訴事実に関連する被告人の逮捕、日本国内への強制連行

以来、被告人は「世間」の悪罵、中傷の渦の中に投げ込まれてきた。とりわけ日本の公安当局によって先導された「若王子事件」に関するマスコミ報道によって、被告人の像は厚顔無知、極悪非道の人間に仕立てあげられた。

これこそ、一三年前、歯がみする思いで被告人らの出国を認めざるをえなかった日本政府の報復である。「被告人は、人質となった乗客、乗員の解放のためにダツカに赴いたのではない。我身が自由になりたい一心で、日本赤軍の要請にこれ幸いと応じたに過ぎない。早小きわまりない無期受刑囚のごとき存在が自ら自由なる意志決定を下しうるはずはないのだ。」これこそ、日本政府当局者の本心である。

このように考えるならば、今、当法廷において裁かれようとしているのは、旅券法違反などではないことは明らかである。その実質は、一三年前、被告人がダツカ事件によって国外に赴いたという事実が、逆に言えば、当時日本政府当局者の決定した「超法規的措置」の中味が今、問われようとしているのである。

明治憲法制定会議において、第二章「臣民の権利義務」の項の審議が行なわれた際、森有礼は突如原案に重大な異議を挟んだ。それは、権利義務という字を憲法に記載するのは不穩当である。臣民というのは「サブジェクト」であり、したがって臣民は天皇に対しては「分限」と「責任」を有するのみで、権利ではない、故にこれを悉く「臣民ノ分限」と改むべし、というのである。

これに答えて、伊藤博文は言う。

「良ク憲法ヲ創設スルハ、第一君權ヲ制限シ、第二臣民ノ權利ヲ保護スルニアリ。故ニ若シ憲法ニ於テ臣民ノ權利ヲ列記セス、只責任ノミヲ記載セハ、憲法ヲ設ケルノ必要ナシ……臣民ニハ無限ノ責任アリ、君主ニハ無限ノ權利アリ、是レ之ヲ稱シテ君主專制國ト云フ。……蓋シ憲法ヨリ權利義務ヲ除クトキニハ、憲法ハ人民ノ保護者タル事能ハサルナリ。」

およそ、国家はその権力を合法的に、かつ強制力をもって行使しうる存在である。国家の裁判権もまた、このような国家の強制力の発現である。これを、国民の側からみれば、国民は国家の権力に一般的に服すべき地位にあるということの意味する。

しかしながら、他面近代国家たるものは、国民の権利を保障するという国家の側の義務を全うすることによってはじめて、国民に強力を加える地位を保持しうるのである。

日本国憲法は、国民主権の下、明治憲法以上に、国民に対する人権保障を高らかに唱っている。

しかし、本件被告人に対してこのような国民として当然保障されるべき、国家による保護が実質としてあたえられたといえるであらうか。

国家の権力が個人に対する復讐の念によって行使されることほど、国家・国民の将来に暗雲を投げかけるものはない。

もし、当法廷が旅券法違反を理由に、被告人に刑罰を科すならば、それはこれまで被告人に加えられた多くの国による過ちを再びくりかえす愚を犯す結果となるといわなければならぬ。

第五 論告に対する批判

一 本件事件が「日本赤軍」の組織的・計画的な犯行であることを前提としていふことの不当性・違法性について

本件公訴事実において検察官が主張する被告人の旅券法違反行為は、要するに、被告人が名義人を偽った一般旅券の発給を受けようと企て、丸岡修らと共に謀の上、不正の行為によって旅券の交

付を受けたということにあるのであるから、被告人はいわゆる共謀共同正犯であるとの主張であり、検察官の立証の要点は被告人と丸岡修らとの旅券法違反行為に関する具体的な共謀の内容、すなわち、共謀者の特定、共謀の日時場所の特定、共謀内容の特定並びに共謀と実行行為との因果関係などである。

ところが、弁論第二本件公訴事実においてすでに詳論したとおり、被告人と丸岡修との共謀に関する立証は、そもそも全くなされようとしなかったものであり、被告人の本件旅券法違反に関する共謀の相手方として登場している人物は唯一内間のみである。しかも、被告人が内間に対し本件旅券の不正入手を依頼したことに関する証拠は内間の証言の他にはないところ、内間証言は、およそ信用できない代物であることは明らかである。検察官の被告人に関する本件公訴事実の立証は完全に破綻している。

そこで、論告において検察官が目論んだことは、かかる本件公訴事実の立証の破綻を覆い隠し、裁判官の目を曇らせるために、被告人が「日本赤軍」の構成員となったと称していることを最大限に利用して、本件事件が「日本赤軍」の組織的・計画的な犯行であり、被告人がその構成員として組織の主導のもとに本件事件を担ったものであるとの主張をくりかえすことにより、本件公訴事実につき、裁判所に対し、被告人が「日本赤軍」の構成員として組織の主導のもとに本件事件を遂行したというような偏見と予断を与えんとしたことである。具体的には以下指摘するとおりである。

① 論告の「第二事実関係一」について

検察官は、被告人が、丸岡修らと共に謀の上、不正の行為によって本件旅券の交付を受けたと断じた上で、「1 被告人には、旅券不正入手についての積極的動機」があるとし、さらにこれを前提にして、「2 本件旅券の不正取得に向けての被告人は主体的にして重要な役割を演じ」と主張しているが、旅券不正入手の積極的動機の証拠は、丸岡証言における「(警察官は)少なくとも

も（自分が）赤軍というのは知っていたと思う」という部分と被告人自身が「日本赤軍」の構成員であることを認めているという被告人質問における被告人の供述のみである。検察官は右二つの供述証拠のみに依拠して、直ちに、すなわち、「日本赤軍」の組織、目的、活動内容及びそこにおける被告人の地位、行動等並びに「日本赤軍」と本件告訴事実との関連性についてはそもそも全く立証活動自体がなされようとしなかったものであるにもかかわらず、論告要旨七頁以下で、証拠に基づかずに臆測に基づくことを明らかにして、「国外に拠点を置き国際的な活動をもくろんでいるとみられる『日本赤軍』の構成員にとって、旅券を入手することは、その活動のために極めて効用を有することは言うまでもない」と断定し、これを前提にして論告要旨八頁で「被告人には、自らの活動のために本件犯行を実現する積極的動機があった」と結論づけたのである。そして、さらに被告人の右「本件犯行を実現する積極的動機」を前提にして、論告要旨一頁以下において、内間や、仲島及び伊良波ら他の共犯者とされている者らとの関係につき、「内間や、報酬欲しさから加担した仲島及び伊良波ら共犯者の加功態様が被告人の依頼ないしは指示に基づく受動的、従属的なものであるのに対し、被告人のそれは、前述の犯行の動機に基づくもので、終始積極的かつ主体的というべきである」と断じた。

かかる論告の狙いとするところは、被告人と丸岡、内間らとの共謀に関する立証自体が破綻しているため、証拠がなくとも本件事件が「日本赤軍」の組織的・計画的な犯行であるという主張だけをして、裁判官の目を無意識的・意識的に、「日本赤軍」に向けることによって、裁判所に予断と偏見を植えつけることにあることは明らかであり、極めて不当・違法な論告であり、排除されねばならない。

② 論告要旨一七頁以下の「第三 状況関係一」について

i 検察官は、本件事件が「組織的・計画的な犯行であり、か

つ、その態様が大胆、悪質である。」としているが、その最大の根拠は、「本事件は、被告人及び丸岡が、『日本赤軍』の国際的活動を活発ならしめる目的をもって組織的に敢行した事犯と認められる」ことである。しかし、本件事件がかかる事犯であることについて、弁護人がくりかえし述べてきたように、検察官はそもそも立証しようとしなかったものであり、状況に関する事実も立証されたものでなければならぬから、本件事件が「日本赤軍」による「組織的・計画的な犯行であり、かつ、その態様が大胆、悪質である」という状況一の全体が論告から排除されなければならない。

ii 1. ところで、論告要旨一八頁以下についてであるが、ここでは、検察官の論告の書き方自体において、本件事件が「日本赤軍」の組織的・計画的な犯行であり、被告人がその構成員として組織の主導のもとに本件事件を担ったものであるというような偏見と予断を裁判所に与えんとしたことが明らかである。

すなわち、検察官は、昭和五二年第八二国会で成立した「航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律」の改正理由とされるものをあげたうえで、論告要旨一九頁で「被告人は正に法が厳しく対処しようとしている行動を教えた」としたものであると断じているが、被告人が「敢えてとった」とする行動は具体的に何ら明らかにされてはいない。それにもかかわらず、かかる文脈の流れの中において右のように主張することとは、論告要旨一八頁において前記法律の改正理由として記載されている「海外において、日本人が航空機乗っ取り等のテロ行為を行なう動機や目的で出国するに際し、旅券発給制限事由を潜脱するため、あるいは行動を秘匿するため、他人名義の冒用によって旅券を取得したり、訴追されている事情を秘して旅券申請をして旅券を取得した」というような行動を被告人がとったかのごとき予断と偏見を裁判所に生じさせる恐れが強く、極めて不当であるが、それこそ正に検察官の狙いとするところである。

ii 2 しかも、検察官が前記改正理由として引用したと主張する法曹時報第三〇巻第二号一七頁以下及び第三号三一頁以下、「航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律」上下においては、検察官が主張するような改正理由は、そもそも記載されていないのである。右文獻において改正理由を記載したところと思われる箇所は、以下のとおりである。

《『法曹時報』第三〇巻第二号一八頁以下》

「近時、いわゆる航空機乗っ取り事件等一部過激派分子による各種不法事犯は、国際的にみても、その手段、態様等において、一段と悪質化する傾向を示しており、昭和五二年九月二八日に発生したダッカ空港日航機乗っ取り事件においては、多数の乗客・乗員の生命が重大な危険にさらされただけではなく、一般刑事犯を含む被拘禁者の奪取等におよそ法秩序を確立して民主主義体制を堅持する上から、到底看過することのできない重大な結果を招来するに至った。／政府は、かねて、この種犯罪に対する各種取締り対策の推進を図ってきたところではあるが、このような事態を前にして、更に強力であつた実行ある対応策を樹立する必要が痛感されるに至ったため、法制度の問題点につき緊急の改善を講じることになり、他の行政諸施策と相まって、この種犯罪の未然防止に万全を期し、併せて犯人に対する実効ある科刑の実現に資することを目的として、本法が立案制定されたものである。」

《同前第三〇巻第三号三五頁以下》

「虚偽申請による旅券の取得等が過激派関係者の不正な海外渡航の手段等として利用されることが多い実情にかんがみ、罰則を強化したものであり、その結果、今後出国者のチェックが強化されたことに伴い、空港等において旅券の不正取得者等本項の違反者を発見することが増加すると予想されるが、このような場合、法定刑が三年以上となったことにより、犯人を緊急逮捕することが可能となった。」

ii 3 以上、文獻において、「航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律」の改正理由として検察官が主張する「航空機乗っ取り事件等一部過激派分子による各種不法事犯は、……、それらの旅券を不正に使用する場合が増えている」との箇所は誤った引用であるから排除されるべきである。

そして、論告要旨一九頁で「被告人は正に法が厳しく対処しようとしている行動を敢えてとつたもの」であると断じている箇所は、被告人が「海外において、日本人が航空機乗っ取り等のテロ行為を行なう動機や目的で出国するに際し、旅券発給制限事由を潜脱するため、あるいは行動を秘匿するため、他人名義の冒用によつて旅券を取得したり、訴追されている事情を秘して旅券申請をして旅券を取得した」というような行動をとつたかのごとき予断と偏見を裁判所に生じさせる恐れが強く、明らかに不当な論告であるから排除されるべきである。

③ 論告要旨一九頁以下の「第三 情状関係三」について

検察官は、「本件により、我國の発給する旅券についての国際的信用を著しく失墜させ、関連諸国等に多大の迷惑を及ぼしているものであつて、その結果が重大である」と主張し、その根拠を、「本件犯行によつて取得された旅券が過激派集団『日本赤軍』の構成員である丸岡によつて数次にわたり使用された点に「あるとして、計画的な犯行であることについては何ら立証されていないのであるから、本件旅券が『過激派集団『日本赤軍』の構成員である丸岡によつて数次にわたり使用された』ことを被告人に帰責するにはその前提事実の立証が欠き、明らかに不当・不法である。」

④ 以上述べたとおり、本件事件が日本赤軍による組織的・計画的犯行であることは、全く証拠に基づかないものであるにもかかわらず、検察官があたかも公知の事実であるかのごとくくりかえし論告の中において主張しているのは、本件公訴事実の立証の破綻を覆い隠し、裁判官の目を無意識的・意識的に曇らせ、被告

人が「日本赤軍」の構成員になったと称したことを最大限に利用して、本件事件が「日本赤軍」の組織的・計画的な犯行であり、被告人がその構成員として組織の主導のもとに本件事件を担ったものであるとの偏見を裁判所に与えんとしたものである。かかる検察官の論告が極めて不当・違法であることは明らかであり、本件論告のうち、本件事件が日本赤軍による組織的・計画的犯罪であること及びこれを前提とするところの主張は、直ちに、すべて排除されるべきである。

一 訟調出日西文目一九頁以下の 「第二二 情状関係一」について

① 検察官は、「被告人は、積極的かつ重要な役割を果たして、その刑責は重い」と主張し、その理由として、①被告人は、内間等に対し、旅券不正取得への加功を積極的に関与させて同人等を共犯者に引き込んだこと、②旅券不正取得のために準備すべき事項を内間等に詳細に伝達しており、本件犯行は被告人の指示した計画に沿って準備、遂行されたものであること、③その結果丸岡の本件旅券の不正取得を実行させたと認められること、をあげている。

② 右①の理由は、論告要旨七頁以下の「第二 事実関係一」において、「1被告人には、旅券不正入手についての積極的動機」があるとし、さらにこれを前提にして、「2本件旅券の不正取得に向けての被告人は主體的にして重要な役割を演じ」と主張している部分を情状論において援用したものと解される。そうだとすると、旅券不正入手の積極的動機があるとする最大の根拠は、本件事件が「日本赤軍」による組織的・計画的犯行であることに帰着し、ここにおいても前述の証拠に基づかない論告であるとの批判が妥当する。

さらに、弁論「第二本件公訴事実についても4被告人の位置」

において論じたとおり、被告人が内間に本件旅券の入手を働きかけたのではなく、不正旅券のブローカーである内間・仲島が被告人に不正旅券の取得を働きかけたといえるのであるから、被告人が、内間等に対し、旅券不正取得への加功を積極的に関与させて同人等を共犯者に引き込んだとはおよそいえないのである。

③ 前記理由②は、論告要旨一頁以下の「第二事実関係一」において、「被告人は、本件旅券入手の計画を十分認識していたのであり、本件旅券入手の準備および実行行為は被告人の具体的指示どおりに遂行された」と主張している部分を情状論において援用したものと解される。そうだとすると、具体的に被告人が認識していた本件旅券入手の計画の中味、準備および実行行為の具体的中味が重要である。

ところで、仮に、内間の証言が信用でき、被告人が内間に不正旅券の入手を依頼したとしても、論告要旨一頁①の事実、要するに、昭和六二年六月下旬頃、仲島のほうから内間を介して被告人に対し不正旅券入手に必要な書類の用意ができたからいつ会うか連絡されたい旨の連絡をしたことに対する被告人からの回答としてなされたものであるから（仲島七回三九丁）、被告人の指示に先だって仲島からの指示があったことは明らかであり、②のシェラトンホテルで会うという話は内間と仲島が決めたことであるし（仲島七回二九丁）、③の事実も特定の日時・場所を定めて人と人が会う約束をした後に予定が変更された場合に、予定を変更した側からその旨の連絡をしたということにすぎず、これをもって被告人が本件旅券入手の準備及び実行行為を具体的に指示したという話にはならない。④、⑤はその後の準備及び実行行為に関する話である。

前述のとおり、被告人が内間に本件旅券の入手を働きかけたのではなく、不正旅券のブローカーである内間・仲島が被告人に不正旅券の取得を働きかけたといえるのであるから、かかる事実を照らせば、右①から⑤に述べられた事実経過は、本件旅券入手の

準備及び実行行為が被告人の具體的指示どおりに遂行されたものではなく、逆に、内閣・仲島が本件旅券入手の準備及び実行行為を被告人に具體的に指示したことを示すものといえるのである。したがって、「被告人は、積極的かつ重要な役割を果たした」とは到底いえないのである。

二 論議生目面文目二二頁以下の

「第一二 情状関係四」について

検察官は、被告人には改後の情が認められないと主張し、その根拠ないし事情を三点あげているが、いずれも謂れなき誹謗の類である。

① 第一点として、「『日本赤軍』によるダッカ日航機ハイジャック事件を機に、右刑の執行を免れて出獄、逃亡し、いわゆる過激派集団である『日本赤軍』の構成員となったものである」と主張し、あたかも被告人が自ら望んでダッカ事件を契機に海外に逃亡したかのごとき主張をするが、そもそも検察官の主張するような事實は存しないのである。

弁論第一公訴棄却において詳論したとおり、ダッカ事件が発生した昭和五二年九月には、被告人は無期刑を既に一年以上服役して累進処遇の級は二級になっており、近い将来の仮釈放が期待できる状況にあったのである。かかる時期に、被告人が、ハイジャック犯らの釈放要求に応じてダッカに行くことが被告人にとって利益でないのみならず、極めて危険であることを認識していたにもかかわらず被告人がハイジャック犯らの要求を受けてダッカに行ったのは、断じて自由を求めた逃避ではなく、人質救出のための決死の志願だったのである。

国は被告人に対しハイジャック犯らが人質解放と交換条件で被告人の釈放要求をしているという情報を知らせたうえで、逆に被告人の求める情報・助言を与えないことにより、被告人をしてハ

イジャック犯らの要求に応えることが人質救助のためには絶対不可欠であると誤信せしめてダッカに行く決意をさせ、被告人が「日本赤軍」と行動を共にする他に生きるすべがないことを知悉したうえで、自らの受刑者保護義務を超法規の名のもとに違法に放棄し、被告人をハイジャック犯らに放り出したものである。

したがって、被告人が「日本赤軍」によるダッカ日航機ハイジャック事件を機に、右刑の執行を免れて出獄、逃亡したとの検察官の主張は被告人の不利益に著しく事實を歪めるものであって極めて不当である。

② 第二点として、被告人が「日本赤軍」の構成員であることに誇りを感じているということは、被告人が「日本赤軍」の革命思想や「過激派」であることに共鳴し、同組織と思想を同じくしたこと（検察官が当然の前提としているところである）に基づく心情ではない。公判廷での被告人質問における被告人の供述から明らかであるように、被告人はダッカ事件の超法規的措置により違法に「日本赤軍」の下に放り出されるまで「日本赤軍」はもとより、およそ政治運動には無関心かつ無関係であったものである。

そのような被告人が「日本赤軍」の構成員であることに誇りを感じるようになったのは、被告人が受刑中患っていた痔を国はまともな治療すらしてくれずに放置したのに対し「日本赤軍」は被告人のために痔の手術を受けさせて完治させたという事実（公判廷での被告人質問における被告人の供述）に象徴されるように、国は被告人を一人の人間として扱わなかったのに対し、「日本赤軍」は被告人を一人の人間として尊重し処遇したということに帰するのである。

したがって、被告人が「日本赤軍」の構成員であることに誇りを感じているということは、一人の人間の心情として極めて自然なものであり、そこには何ら批判されるべき事情はないのである。

③ 第三点として、検察官は被告人が「いたずらに」裁判の公正に対する不信を唱えて事実関係についての供述を拒否し、その

態度に反省の情が全く認められないと断じているが、これこそ謂れなき誹謗である。

被告人が裁判の公正に対する不信を抱いたのは、被告人質問の直前の第一七回公判において、裁判所が証拠決定に関する判断内容の重要部分を事前に検察官のみに漏洩したと疑われる事態が発生したにもかかわらず、裁判所及び検察官において何ら被告人及び弁護人らを納得させることのできるような合理的説明ができなかったからであり、被告人が裁判の公正に対する不信を唱えて事実関係についての供述を拒否したのは、被告人の防衛権の行使として極めて正当な態度であり、そこには何ら非難されるべき謂れはないのである。

以上、検察官は、被告人には改悛の情が認められないと主張し、その根拠ないし事情を三点あげているが、いずれも根拠がないものばかりであり、極めて不当である。

第六 結 語

被告人は、昭和五二年に発生したダッカ事件において日本国政府によって人質救出のためと称してとられたいわゆる超法規的措置により違法に国外に放り出されたものである。国はダッカ事件のハイジャック犯らが人質の解放と交換条件で被告人の釈放要求をしてきたとき、およそ国は法に定めなき釈放手続はできないのであるから、被告人にたいして釈放要求に応じるかどうかというその意志確認をする必要はそもそもなかったのであるし、また、人質解放と交換条件で釈放要求がなされているという情報自体を被告人に知らせないでおくこともできたはずである。他方、ハイジャック犯らは国が被告人の意志確認をしたかどうか確かめる手段がなかったことは明らかであるし、被告人はハイジャック犯らとは無関係の一般刑事事件の受刑者であったから、国がハイジャ

ック犯らに対し被告人がハイジャック犯らの要求に応じなかったと通知してもハイジャック犯らに疑われることはなかったはずである。それにもかかわらず、国は被告人に対しハイジャック犯らが人質解放と交換条件で被告人の釈放要求をしているという情報を知らせたうえで、逆に被告人の求める情報・助言を与えないことにより、被告人をしてハイジャック犯らの要求に答えることが人質救助のためには絶対不可欠であると誤信せしめてダッカに行く決意をさせ、被告人がハイジャック犯らのグループの一員として国が違法と定めた諸活動をせざるをえないことを知悉したうえで、自らの受刑者保護義務を超法規の名のもとに違法に放棄し、被告人をハイジャック犯らのもとに放り出したものである。

被告人はハイジャック犯らのもとに行かなければ、本件のような犯罪行為に手を染めることは絶対にありえなかったものである。国が被告人をしてハイジャック犯らと行動をとともにせざるを得ないようにしむけ、本件事件に関係せしめたのである。

ダッカ事件が発生した昭和五二年九月には、被告人は無期刑を既に一六年以上服役して累進処遇の級は二級になっており、近い将来の仮釈放の要件も整っていた。したがって、千葉刑務所の事件はあったものの、近い将来の仮釈放が期待できる状況にあり、かつ、被告人はそのことを意識し期待していたのである。かかる時期に、被告人が、ハイジャック犯らの釈放要求に応じてダッカに行くことが被告人にとって利益でないのみならず、極めて危険であることを認識していたにもかかわらず被告人がハイジャック犯らの要求を受けてダッカに行ったのは、断じて自由を求めた逃避ではなく、人質救出のための決死の志願だったのである。被告人の心の底にあったかかるといえる熱い想いを一顧だにせず、由ケラ同然に外国に放り出し恬然としてこれを恥じることのない国が、どうして国の裁判権を担う裁判所において正義の名のもとに裁判権を行使しうるといえるのであろうか。

裁判所は、弁護人らが本件弁論において述べた事実および法の

丸岡さんの公判日程

東京地裁 午後1時15分～

7月25日 (木)	9月9日 (月)	9月27日 (金)	10月11日 (金)	10月25日 (金)	11月11日 (月)	11月26日 (火)	12月20日 (金)
--------------	-------------	--------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

正義を充分ふまえたうえで、公判廷で取調べられた適法な証拠に基づいて事案の真相を解明し、法を適正に適用し、もって被告人の基本的な人権を充分に保障した法の正義にかなった判決をすべきである。弁護人らは、裁判所に対し、被告人に対する公訴を棄却する判決もしくは被告人無罪の判決を求める。

(了)

丸岡さん

接見禁止解除！

丸岡さんの被逮捕以来三年八ヶ月たった七月八日、やっと接禁がとけました。この長期にわたる接禁は、権力・裁判所が一体となった、丸岡さんと支援者への不当ないやがらせでした。しかし今後は権力の不当な介入をはねのけて、連日丸岡さんに接見しよう。

なお接見希望者の方は、一日一回三人までという何の根拠もない指定があるので、東拘へ出向いても面会ができなかった、等々のことがないように、スケジュールを調整しますから、事前に左記に連絡をして下さい。

●連絡先

(電話) 0462(61) 8450 (桧森)

面会希望日をお知らせ下さい。スケジュールを調整の上、連絡さしあげます。

帰国者の裁判を考える会

九〇七・一七

更新手続に伴う意見陳述一

日本革命家

丸岡 修

今日、述べるごと

なぜ、現行の裁判を否定し、革命無罪を主張するのか。八八年十月の冒頭意見陳述で、検察の公訴資格と裁判所の審理資格の不適合性を指摘し、さらに、革命は無罪であり、私の即時釈放を要求しました。しかし、裁判官、検察官諸氏にとっては、「何を寝ぼけたことを」としてしか受け止めていないでしょう。私を不当に取り調べた本田検事が説明したように、「思想を裁くのではない、犯罪行為を裁くのだ」ということになるのでしょうか。私はそうは思いません。以下に、第一に、なぜ、私が日本の現行の司法を否定するのか、第二に、なぜ、革命無罪を主張するのか、を説明します。日本の裁判を否定するといっても、現実には拘束されてここに引きずり出されている以上、私がいくら主観で否定しても、客観的には日本の支配階級に裁かれている状況にあるので、その

土儀に上がつて闘うことにします。

第一なぜ

日本の司法を否定するのか

I 司法に対する態度

私は司法は全面否定はしません。人間が集団の生活をしている以上、そこには自らの一定の秩序、規律は要求されます。基本的自由は認めても、人を搾取、抑圧、差別するわがままな自由、暴力を求めることはできません。人々相互の関係の決まりは必要です。公安秩序も必要です。裁判所の存在も検察官の存在も警察の存在も私は認めます。拘置所、刑務所の存在も認めます（必要悪

として)。しかし、問題はそれらの目的と中身です。問題は何を
もって「公安秩序」とするかです。

私が一律に司法を否定しない根拠の例をあげると、今年二月の
最高裁判官の国民審査に対して、全員×ではなく、三名を信任
しました。新左翼は一般的には全員×を書きますが、私はあえて
三名には書きませんでした。理由は、あまりにも反動化している
最高裁ではあっても、よりましな人物を残しておく為です。この
国民審査の方法は巧妙でいかに悪党でも諦めさせられることがな
いようにできていますが、一つの意志表明として三名を信任しま
した。もっともそれは、売れ残りの商品の中からより分けるよう
なものであります。

Ⅱ 法治国家とは何か

この五月の意見陳述で、オランダ人ジャーナリスト（元日本外
国特派員協会会長）のカレル・フォン・ウォルフレン氏の著作「
日本権力構造の謎」を引用しました。西欧の価値観を優越視して
いる弱点はあるけれども、民主主義の側から日本の司法の封建主
義的残滓を批判する観点は正しいからです。裁判官、検察官諸氏
に一読をすすめます。今秋、早川書房から出版。「極左過激派」
とされている私の話は聞けなくとも、西欧知識人の話なら少しは
耳を傾けることができるでしょう。（私が評価するのはあくまで
「第八章」の部分）。

ウォルフレン氏の主張を一言で言うのであれば、「法治とは、権
力の横暴から民衆を守るための法による支配」ところが日本では、
権力者が民衆を支配する道具としてしかとらえていない」という
ものです。もう少し説明すれば、世界的には、民主主義の概念
はギリシャから生れ、個人と都市国家の関係を、ソクラテスは、
「社会の理性よりも人間の理性のほうが重要だ」とし、プラトンは、
「都市国家が果たすべき最も崇高な務めは、権力に正義のた

がをはめること」としていました（もっとも、古代ギリシャの市
民の民主主義は奴隷制の上に成立し、現代西欧の民主主義は第三
世界搾取の上に成立しているが）、民主主義の基本は、これらソ
クラテス、プラトンらが示した概念から始まっている。ローマ時
代の皇帝の絶対制を経て、キリスト教社会の封建時代の王侯支配
へと移ってききましたが、十二世紀前後にはすでに、王と民衆は神
の前に平等であることが前提の命題となり（イスラム教もその平
等観は同じである）、王制はそれを越えることはできませんでした。
十七、十八世紀のブルジョア民主主義革命を経て、法治の概
念がより明確になってきました。すなわち、権力を法の下に束縛
する、人間一人一人の権利を守ることに、法の目的はあるとする
のが民主主義的な法に対するとらえかたです。以上が、氏が述べ
たことであり、それに合意します。

ところが、日本はどうでしょうか。国権を重んじ、国権を尊ぶ
ことが基本になっています。四十五年前までは、「天皇の下での
臣民の平等」が日本の状況であり、現在も、天皇の元首化が当然
のことのように強化されているのが日本です。自民党は「戦後民
主主義」を解体するとわめてきました。元々そのようなものは
日本に根づいていません。この日本とヨーロッパとどこが違う
のでしょうか。

世界史において、フランス革命やイギリスの諸改革は、国王の
追放あるいは国王支配の制限を大衆が闘ってきました。ナチ
ズムに乗っ取られたとはいえ、ドイツ・ワイマル共和国は、ド
イツ帝国の第一次世界大戦の敗北によって皇帝が追放されました。
この時、日本は日本にも共和制要求の広大な決起によっていました。
ドイツ皇帝の廃位を何とか阻止しようとしていましたが、ドイ
ツ民衆の決起によって、日本の策謀は何ら功を奏しませんでした。
話を戻せば、日本は明治時代になってやっと、法治制度をヨーロ
ッパからの借物として取り入れましたが、法を人民支配の道具に